

子どもを保育園や認定こども園に入園させる場合、まず「**保育に欠けている**」という、ご家庭で保育ができない状況について認定を受ける必要があります。この認定を受けるには「**施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書**」というピンク色の申込用紙に必要事項を記入し、申請します。

申請の際は、①～⑩うち該当する一つを選択し、記入していただきそれを証明できる書類の添付が必要となります。

① 就労（標準・短時間）

会社勤めの方は「**就労証明書**」に必要事項を記入し、勤め先から証明をもらってください。

農家の方と自営業の方は「**自営業・農業従事者申立書**」に必要事項を記入後、お住まいの地域の民生委員の証明が必要です。（各地域の民生委員は各園又は社会生活課にお問い合わせください。）

月の就労時間が120時間以上の場合「標準時間認定」となり、48時間以上120時間未満の場合「短時間認定」となります。※48時間を下回る場合、就労には該当いたしませんのでご注意ください。

② 妊娠・出産（標準のみ）

産前（出産予定日から数えて8週間前）・産後（出産日から数えて8週間後）の方が該当になります。「**保育が必要な状況の申立書**」に必要事項を記入し、「**母子手帳の写し**」（出産予定日が分かる部分）と一緒に提出してください。

③ 保護者の疾病・障害（標準のみ）

疾病又は障害により家庭での保育ができない方が該当になります。「**保育が必要な状況の申立書**」に必要事項を記入し、疾病の場合は病院からの「**診断書**」（家庭での保育が困難である旨が書かれていること）、障害の場合は「**障害者手帳の写し**」（又は障害の等級等が分かるもの）と一緒に提出してください。

④ 同居又は長期入院している親族の介護・看護（標準・短時間）

「**介護・看護申立書**」に必要事項を記入後、お住まいの地域の民生委員に証明をもらってください。介護・看護に要する時間等により標準・短時間に分かります。

⑤ 災害復旧（標準のみ）

社会生活課窓口にお越しください。担当職員との面談の上、決定いたします。

⑥ 求職活動（短時間・上限90日）

求職活動を行う方が該当となります。「**保育が必要な状況の申立書**」に必要事項を記入し、提出してください。

※求職活動による支給認定は90日が上限となっています。90日経過後に再度求職活動による支給認定を受けることは可能ですが、「求職活動報告書」を提出していただき、かつ最低週2回以上求職活動を行っていることが要件となります。就職先が決まった場合も今までの活動状況を「求職活動報告書」に記載し提出してください。

⑦ 就学（職業訓練を含む）（標準・短時間）

厚生労働省の基準に基づいて実施されている職業訓練校等に就学の方が該当となります。「**保育が必要な状況の申立書**」に記入の上、在学証明書等カリキュラムがわかるものと一緒に提出してください。標準・短時間はカリキュラムを参考に決定いたします。

⑧ 虐待やDVの恐れがあること（標準のみ）

社会生活課窓口にお越しください。担当職員との面談の上、決定いたします。

⑨ 育児休業取得中に、入園されている子どもの継続利用が必要であること（短時間のみ）

育児休業を取得しており、今生まれた子どもの育児に専念するために上の子どもを各園に預ける方が該当となります。「**就労証明書の写し**」をお渡しいたしますので、証明書下段に育児休業の期間の証明をもらってください。

⑩ その他町が認める場合（標準・短時間）

社会生活課窓口にお越しください。担当職員との面談の上、決定いたします。

「**施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書**」と上記のうち該当する書類を提出すると申請手続きは終了となります。後日社会生活課から「**支給認定交付通知書**」が郵送されますので、こちらの写しを持って各子ども園・保育園に行き、契約を結んでください。

※年の途中で該当する事由が変わった場合は速やかに各子ども園・保育園又は社会生活課児童福祉係までご連絡ください。保育に欠ける事由の変更を行います。変更内容によっては今まで標準時間認定だったのが短時間認定に変更になることもあります。その場合月途中から標準もしくは短時間に利用形態が変更になりますが、保育料は翌月からの変更となります。

<保育料の算定方法について>

平成27年4月1日より保育料の算定方法が「児童の両親の**所得税**の合算」から「児童の両親の**住民税**の合算」となりました。確定申告の相談の際には保育料の部分も含めてご相談されることをお奨めいたします。また保育料の変更の時期が**毎年9月1日**となりました。（前年度に3号から2号に切り替わった方は4月1日に追加で変更があります。）4～8月は前年度の住民税、9～3月は当該年度の住民税により保育料が算定されます。

※税情報等を参照した際に、児童の両親の収入等だけで子どもの健全な育成に支障が出ると思われる場合は、個別に相談させていただく場合がありますので、ご了承ください。

<マイナンバーの記入について>

平成28年1月より「**施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書**」中に記入した世帯員のマイナンバーを記入することとなりました。世帯員の把握を目的としておりますので記入をお願いいたします。また、申し込みの際は、**記入した全員分のマイナンバーを持参**してください。